

平成 2 2 年第 2 回

福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 2 2 年 7 月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成22年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	2
7	出席議員	2
8	欠席議員	2
9	地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	3
12	会議の経過	3
	（1）開会の宣告	3
	（2）諸般の報告	3
	（3）議席の指定	3
	（4）会議録署名議員の指名	3
	（5）会期の決定	3
	（6）議案第1号ないし第9号の提出	4
	（7）提案理由の説明	4
	（8）一般質問	6
	（9）承認第1号の説明、採決	8
	（10）承認第2号の説明、採決	10
	（11）認定第1号及び認定第2号の説明、採決	10
	（12）議案第10号の説明、採決	16
	（13）議案第11号の説明、採決	16
	（14）閉会及び閉議の宣告	18

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第12号

平成22年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成22年6月30日

福島県後期高齢者医療広域連合長 瀬戸孝則

(1) 日時 平成22年7月29日(木)午後2時30分

(2) 場所 福島テルサ 3階 「あぶくま」

(3) 付議事件

- ア 福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- イ 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- ウ 平成21年度後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- エ 平成21年度後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- オ 平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- カ 平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

2 招集年月日

平成22年7月29日

3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

4 会議の時刻

平成22年7月29日午後2時30分開会、午後3時41分閉会

5 応招議員

1番 原 正夫君	4番 仁志田昇司君	7番 鈴木義孝君
9番 田澤豊彦君	10番 山口耕治君	11番 波多野広文君
12番 斎藤賢一君	13番 佐藤喜三郎君	14番 関澤和人君
15番 大和田 昭君	16番 坂本紀一君	

6 不応招議員

2番 渡辺敬夫君 3番 山口信也君 5番 竹内昞俊君
6番 大樂勝弘君 8番 遠藤雄幸君

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	瀬戸孝則君	副広域連合長	古川道郎君
会計管理者	安倍誠一君	監査委員	新保勝也君
事務局長	山内芳夫君	事務局次長	佐藤淳君
総務課長	山口功君	業務課長	菊地清寿君
資格管理係長	佐藤浩二君	給付係長	高原茂君

10 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 承認第1号ないし第2号、認定第1号ないし第2号、議案第10号
ないし第11号の提出
- 日程第 6 提案理由の説明
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合職員
の育児休業等に関する条例の一部を改正する条
例)
- 日程第 9 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合職員
の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す
る条例)
- 日程第10 認定第 1号 平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会
計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 2号 平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高
齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第10号 平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第11号 平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

1.1 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

1.2 会議の経過

事務局次長（佐藤 淳君） 定刻となりましたので、ただいまより定例会を進めてまいります。

それでは、田澤豊彦議長、よろしくお願いいたします。

(1) 開会の宣告

議長（田澤豊彦君） ただいま出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

この際ご報告します。

2番渡辺敬夫君、3番山口信也君、5番竹内昷俊君、6番大樂勝弘君、8番遠藤雄幸君より欠席の届けがありました。

直ちに本日の会議を開きます。

（午後2時31分）

(2) 諸般の報告

議長（田澤豊彦君） 日程第1、諸般の報告を行います。

2月定例会以後に議員の異動がありましたので、報告いたします。

6月30日に市川清純君が任期満了となりました。これにより補欠選挙が執行され、齋藤賢一君が当選されましたので、ご報告します。

(3) 議席の指定

議長（田澤豊彦君） 日程第2、議席の指定を行います。

今回、補欠選挙において当選された齋藤賢一君の議席を12番に指定します。

(4) 会議録署名議員の指名

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、4番仁志田昇司君、12番齋藤賢一君を指名します。

(5) 会期の決定

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第4、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手もとに配付しております議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

(6) 承認第1号ないし第2号、認定第1号ないし第2号、議案第10号ないし第11号の提出

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第5、承認第1号ないし第2号、認定第1号ないし第2号、議案第10号ないし第11号の提出を行います。

ただいま広域連合長から議案の提出がありました。議案は、先にお手もとに配付しておきましたので、ご了承願います。

(7) 提案理由の説明

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第6、提案理由の説明を行います。

承認第1号ないし第2号、認定第1号ないし第2号、議案第10号ないし第11号を一括して議題とします。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。

広域連合長（瀬戸孝則君） 本日ここに、平成22年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、お忙しいところご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、専決処分に係る承認が2件、平成21年度決算認定が2件、平成22年度補正予算に係る議案が2件でございます。

提案理由を申し上げるに先立ちまして、後期高齢者医療制度に関して、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療制度は、施行から2年が経過いたしました。この間、構成市町村のご協力のもとより、制度の様々な改善も図られるなど、本制度の運営は定着に向け順調に進められているものと考えております。

このような中、国においては昨年、平成24年度で現行の後期高齢者医療制度を廃止し、平成25年度より新たな高齢者医療制度を創設するとの方針を示しました。

現在「高齢者医療制度改革会議」において新制度の検討が進められており、8月には中間とりまとめ、12月には最終取りまとめを行い、来年の通常国会において改正法案の提出をする予定としております。

今後とも新たな制度に向けての動向を注視するとともに、被保険者の皆様にとって、より良い制度となるよう全国後期高齢者医療広域連合協議会を通して、国に対し現場の意見を申し上げてまいりたいと考えております。

さて、保険料につきましては、制度発足当時の平成20年度の収納率は目標の98.0%を上回る98.9%でありましたが、平成21年度は更に0.2%アップし99.1%となりました。まずは、被保険者の皆様のご理解並びに構成市町村のご協力により、前年度を上回る収納率を達成することができましたことに、改めて感謝申し上げます。

平成22年度の保険料は、前回の議会定例会におきまして議決をいただきました新保険料率に基づき賦課徴収することとなりますが、保険料は本広域連合の貴重な財源でありますとともに、高い収納率を維持することが被保険者間の負担の公平性を確保することにもなりますことから、今後とも市町村との連携を図りながら、収納率の更

なる向上に努めてまいりたいと考えております。

また、医療給付費につきましては、ここ2年間の実績を見ますと、被保険者数の増加や1人当たり給付費の伸びなどにより毎年増加しており、今後も毎年増加していくことが見込まれております。安定した財政運営、更には保険者機能の強化を図るためにも、高齢者の健康づくり事業やジェネリック医薬品の使用促進などの医療費適正化事業にも積極的に取り組んでいく必要があるものと考えております。

冒頭申し上げましたとおり、高齢者医療制度は早々と大きな変革の時期を迎えておりますが、本広域連合におきましては、現行制度が続く限り、事務事業の更なる効率化と組織の安定化に努めることはもちろんのこと、被保険者の皆様が安心して医療を受けることができるような制度運営に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き被保険者の皆様並びに関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を行います。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、これは、地方公務員の育児休業等に関する法律並びに人事院規則改正に基づき福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例につきまして所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、これも同様に、地方公務員の育児休業等に関する法律並びに人事院規則の改正に基づき、福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきまして所要の改正を行うため、前号同様に承認を求めるものでございます。

認定第1号「平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」でございますが、地方自治法第233条第3項及び同条第5項の規定により、監査委員の審査に付した決算と決算附属書類を添え、監査委員の意見を付けて認定するものでございます。

認定第2号「平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」でございますが、前号同様に地方自治法の規定により監査委員の意見を付けて認定に付すものでございます。

議案第10号「平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,887万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,536万8,000円とするものでございます。

議案第11号「平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61億750万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,266億8,407万1,000円とするものでございます。

以上6件について、提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(8) 一般質問

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第7、一般質問を行います。

順序に従いまして発言を許可します。

13番佐藤喜三郎君。

13番（佐藤喜三郎君） 13番議員の佐藤喜三郎でございます。先に通告いたしました件について、質問をさせていただきます。

まず、瀬戸広域連合長におかれましては、制度の運営に当たり、構成市町村との連携を図りながら取り組んでおられますことに、改めて敬意を表する次第であります。

平成20年度に発足した後期高齢者医療制度は、制度発足当初は混乱がありましたが、その後の広報活動や低所得者への保険料の軽減措置などの対策により、現在はトラブルや苦情等もほとんどなくなったと思っております。それは制度発足3年目を迎え、本制度に対する被保険者の方々の理解が進み、全国的にかなり定着したと言えると考えております。

さて、本広域連合の平成21年度の運営につきましては、2年目ということもあって、20年度よりも安定化が図られてきているとは思われますが、21年度の運営状況についてどのように総括しておられるのかお尋ねをいたします。

また、平成20年度、21年度と過去2年間の運営を通して、どのような課題が出てきていると考えておられるのかについてもお尋ねをしたいと思います。

ところで、後期高齢者医療制度は平成24年度で廃止し、新しい高齢者医療制度を創設するため、現在「高齢者医療制度改革会議」で検討が進められているとのことでありますが、いずれにしましても、現行制度は今年度を含めてあと3年間は継続されることとなります。そこで、廃止されるまでの間、今後広域連合としてどのような基本方針の下に取り組んでいくお考えであるのかについても、併せてお尋ねをしたいと思います。以上、質問といたします。

議長（田澤豊彦君） 広域連合長。

広域連合長（瀬戸孝則君） 13番佐藤喜三郎議員の質問にお答えいたします。

まずは、財政運営の面についてですが、制度の運営予算の98.7%を占めます保険給付費が給付月数の違いなどから20年度と比較して大幅に増加したものの、21年度の当初予算規模を超えることなく、比較的順調に推移いたしましたところでございます。また、21年度は22年度、23年度の財政運営期間への橋渡しとなる年度でございましたが、22年度、23年度の保険料上昇抑制のための財源として21年度補正予算に約30億円を計上でき、それを活用することによって保険料の伸びを小さくとどめることができたことから、21年度の財政運営は良好であったと考えております。

次に、21年度の重点事業についてであります。本広域連合では「保険者機能の強化」を重点目標とし、そのために「保険料の収納対策」、「高齢者の健康づくり」、「医療費の適正化」を3本柱として、その関連事業に取り組んだところでございます。

先ほども申し上げましたが、「保険料の収納対策」では、収納率99.1%と20年

度を超える結果を出すことができました。また、「高齢者の健康づくり」では、健康診査の受診率のアップや市町村が行う長寿・健康増進事業の拡充を図ることができました。更に「医療費の適正化」におきましては、重複・頻回受診者訪問事業の対象地区を拡大するとともに、ジェネリック医薬品の使用促進を図るため、県内地域保険の連携とコスト削減という観点から、国保連合会と共同でジェネリック医薬品希望カードを作成し、全被保険者に配布いたしました。保険者機能の更なる強化に向け引き続き新たな事業展開が必要であると考えておりますが、21年度はその強化に向けた基盤づくりができたものと考えております。以上、財政運営や保険者機能の強化の点から21年度の制度運営について申し上げましたが、総括して言えば、概ね順調な運営ができたものと考えております。

次に、本制度が廃止されるまでの本広域連合の運営の基本方針についてございますが、現在、「高齢者医療制度改革会議」におきましては、現行の後期高齢者医療制度の被保険者のうち、被用者保険の本人と被扶養者については被用者保険へ移行し、それ以外の方は市町村国保へ移行するとのことで検討が進められておりますが、保険料の算定や運営財源のあり方など、詳細については明らかになっておりません。現行の後期高齢者医療制度を運営する立場として、今後どのような制度になるかということはもちろんございますけれども、その制度の運営主体が果たしてどこになるのかということも非常に関心のあるところでございます。

このような中、今後の本広域連合の運営方針といたしましては、まずは、本制度が続く限りは被保険者の皆様が安心して医療を受けることができるよう、安定的な運営を行うことに全力を尽くすことが第一ではございますが、新しい高齢者医療制度への移行についても新制度の運営の一端を本広域連合が担うのか、あるいは別の機関が担うのかにかかわらず、現行制度を運営する立場として、被保険者の皆様を混乱させることのないよう相応の準備を進めていく必要があるものと考えております。

なお、2年間の運営を通しての課題については、事務局長より答弁させていただきますのでご了承願います。

議長（田澤豊彦君） 事務局長。

事務局長（山内芳夫君） お答えいたします。

2年間の運営を通しての課題について申し上げます。大きな課題として考えておりますのは、1つは組織の継続性でございます。現在本広域連合事務局には、市町村からの派遣職員21名、県からの派遣職員2名、臨時職員3名の合計で26名の職員がおります。派遣期間につきましては、基本的には2年から3年となっておりますが、今年度の人事異動では約半数が入れ替えとなりました。広域連合内の個々の職員の業務の継続性など運営主体を含め、組織形態のあり方が大きな課題となっていると、そのように考えてございます。

2つ目につきましては、個々の事業についての課題でございます。本制度につきましては県内59市町村という多くの自治体との連携の下に、県内人口の約14%に当たる27万6,000人という多くの方々を対象としていることから、県内全域で均等

に事業を展開していくことの難しさを考えてございます。

例えば、本広域連合が全国でも先進的に取り組みました重複頻回受診訪問指導事業におきましては、在宅保健師の確保の問題から20年度は福島市、21年度は伊達地区と地域限定で実施いたしました。今年度以降はそれ以外の地域にも拡大するため、在宅保健指導事業者に委託をすることとしてございます。しかしながら、一斉に県内全域を対象として行うことは難しいことから、今年度は浜通り地区を対象とし、残り2年間で残っており中通り地区と会津地方で実施する予定で考えてございます。

また、保険料の収納率、1人当たりの給付費、健康診査の受診率等につきましても、県内59市町村間で数字のバラつきがございます。これらは、各市町村の地域性や医療提供体制、並びに行政の組織体制や事業の実施方法などの違いにより生じるものと思われませんが、ある程度の差異は仕方がないものの、被保険者間の公平性を確保するうえでも全県的に均一化していくことが必要であると考えております。今後におきましては、広域連合から構成市町村に対し、事業実施の方針をより明確に示していくことのほか、広域連合における各種データの分析力を高め、その結果を構成市町村の担当者研修会などを通して市町村間の情報の共有化を図るなど、県内全域でバランスのとれた制度運営につながるよう努めてまいりたいと考えてございます。

13番（佐藤喜三郎君） ありがとうございます。

議長（田澤豊彦君） これにて一般質問を終結します。

(9) 承認第1号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第8、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局長（山内芳夫君） それでは、お手元の方に定例会議案書とA4判の定例会議案説明資料をご準備願いたいと思います。

まず、議案書の方の1ページをお開き願いたいと思います。承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」でございます。2ページに記載の専決第1号、福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

それでは横書きの議案説明資料の方でご説明を申し上げたいと思います。1ページをお開き願います。改正の趣旨でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び人事院の規則の改正が、平成22年6月30日に施行されることに伴い、所要の改正をしたものでございます。主な内容についてご説明申し上げます。真ん中の主な改正点というところでございますが、1つ目は職員の配偶者の有無や配偶者の育児休業所得の有無等の状況に関わりなく、職員は育児休業をすることができるということが1つでございます。2つ目が非常勤職員及び臨時的に任用された職員は、育児休業することができないことが育児休業法に直接規定されたことによる形式的な規定の整備でございます。3つ目が、夫婦が交互に育児休業等をしたこ

とかどうかに関わりなく、職員が育児休業等計画書を提出して、最初の育児休業した後、3か月以上経過した場合でも再度の育児休業ができるということの改正でございます。4つ目が、子の出生の日から一定期間、57日間に最初の育児休業をした職員は、特別の事情がない場合でも再度の育児休業をすることができることとする改正でございます。5つ目が、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなっていた場合でも、育児休業の取り消しの事由には当たらないということの改正でございます。6つ目は、その他文言の整理でございます。2ページ、3ページにつきましては、新旧対照になってございます。

そういたしまして、地方自治法第179条第1項により、平成22年6月2日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりまして報告し、承認を求めますのでございます。

以上が承認第1号の説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） それでは、承認第1号の質疑を行います。16番坂本君。

16番（坂本紀一君） 16番、坂本です。幼稚なことなんですけども、主な内容の説明の中で1ページですね、この説明資料の。下の職員以外の子の親が常態としてその子の養育をすることができるという、この意味ちょっと分からないんですけども、局長、お願いします。

議長（田澤豊彦君） 事務局長。

事務局長（山内芳夫君） 16番坂本議員の質問にお答えします。

これは、その子どもをみることができる片方の親が常態としてあれば職員はとれなかったのですが、今回育児休業をとれるというような改正でございます。

議長（田澤豊彦君） 16番坂本君。

16番（坂本紀一君） 分かりました。というのは例えばですね、我々のいう、そのいわゆる連れ子、奥様が連れ子してきた子どものことも、という状態も言っているわけですね。

議長（田澤豊彦君） 事務局長。

事務局長（山内芳夫君） お答えします。

そのような状況の場合もこれに該当するということでございます。

議長（田澤豊彦君） ほかにございせんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって承認第1号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

承認第1号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案どおり承認されました。

(10) 承認第2号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第9、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（山内芳夫君） それでは、議案書の3ページの方をお開き願いたいと思います。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」、次ページになりますが、専決第2号、福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件についてでございます。先ほどの説明資料の4ページの方をお開き願いたいと思います。

改正の趣旨につきましては、専決第1号と同じく地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び人事院規則の改正が平成22年6月30日に施行されたことに伴いまして、所要の改正をしたということでございます。主な内容についてご説明します。1つ目ですが、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児のため早出、遅出勤務等、及び時間外勤務の制限を請求することができることとする改正でございます。2つ目が、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために深夜勤務及び時間外勤務の制限を請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないことを規定したものでございます。3つ目は、その他文言の整理でございます。5ページ、6ページは新旧対照表でございます。

そういったしまして、地方自治法第179条第1項により平成22年6月2日付で専決処分いたしましたので、同条3項の規定によりまして報告し、承認を求めるものでございます。

以上が承認第2号の説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） それでは、承認第2号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって承認第2号に対する質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

（「なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

承認第2号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、原案どおり承認されました。

(11) 認定第1号及び認定第2号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第10、認定第1号「平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第11、認定第2号「平

成 2 1 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は関連がありますので、一括議題とします。一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 (田澤豊彦君) ないようですので、一括議題とします。

はい、事務局長。

事務局長 (山内芳夫君) 議案書の 5 ページをお開きください。認定第 1 号「平成 2 1 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定」についてでございます。お手許の方にお配りしてございます別冊の決算書によりご説明を申し上げたいと思います。決算書の方の 4 ページをお開き願いたいと思います。平成 2 1 年度一般会計決算書でございます。

まず、歳入でございます。歳入の合計の欄をご覧ください。予算現額につきましては、2 9 億 6, 2 3 3 万 2, 0 0 0 円でございます。調定額、収入済額ともに 2 9 億 6, 1 1 7 万 2, 4 1 0 円で、予算現額との比較で 1 1 5 万 9, 5 9 0 円となったものでございます。

6 ページをお開きください。歳出でございます。歳出の合計の欄でございますが、予算現額 2 9 億 6, 2 3 3 万 2, 0 0 0 円、支出済額は 2 8 億 8, 6 5 4 万 9, 8 2 3 円で、不用額につきましては 7, 5 7 8 万 2, 1 7 7 円となるものでございます。そういったしまして、歳入歳出の差引残額、欄外になります。7, 4 6 2 万 2, 5 8 7 円となりまして、翌年度に繰り越すものでございます。

8 ページをお開きください。事項別の明細書になってございます。詳細についてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、第 1 款分担金及び負担金は、運営の共通経費として市町村からの負担金 8 億 7 8 万 4, 0 0 0 円でございます。第 2 款の国庫支出金は、記載の保険料の不均一賦課国負担分 2 分の 1 でございますが、それと特例基金への積立金となります。低所得者に対する保険料軽減分等の交付金でございます。合わせて 2 0 億 4, 8 4 9 万 4 8 9 円でございます。第 3 款の県の支出金は、保険料の不均一賦課県負担分、国と同じく 2 分の 1 で 1, 0 7 3 万 4, 8 0 0 円でございます。第 4 款財産収入でございますが、特例基金の運用益等で 3 0 9 万 2, 7 1 1 円、第 5 款繰越金は、前年度からの繰越金 9, 7 8 4 万 6, 4 2 3 円でございます。第 6 款諸収入につきましては、歳計現金の運用利子収入等で 2 2 万 3, 9 8 7 円となったものでございます。

次に、1 0 ページをお開き願います。歳出でございます。第 1 款の議会費が 7 2 万 7, 2 4 0 円でございます。第 2 款総務費は、備考に記載のとおり総務系職員 7 名分の人件費、事務費等の運営経費等で 8, 1 9 2 万 1 9 0 円、1 2 ページ第 3 款でございますが、民生費につきましては、円滑な運営のために措置されました臨時特例交付金に伴う基金積立、あるいは制度運営のための電算システムの経費等特別会計への事務費等操出金又は業務課職員 1 6 名分の人件費などで 2 8 億 3 9 0 万 2, 3

93円となります。結果として全体の不用額、下の段でございますが、7,578万2,177円となったものでございます。

14ページをお開きください。実質収支に関する調書ですが、記載のとおりでございます。

次に、40ページをお開き願いたいと思います。主要な施策の成果報告書ということになってございます。1枚めくってもらって41ページでございます。昨年度の決算との比較で大きなものは、第2款の国庫支出金でございまして、保険料の不均一賦課となっております4町村への負担分と、保険料の異なる軽減措置等にかかる補助金で基金に充当するものと合わせて3億6,987万円余の増額となっております。

以上が認定第1号、平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についての説明でございます。

続きまして、議案書の方にお戻りいただきまして、6ページをお開き願いたいと思います。議案書の6ページでございますが、認定第2号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。また、申し訳ございませんが、決算書によりご説明を申し上げます。

決算書の方の16ページをお開き願いたいと思います。特別会計の決算書ということで、歳入が書かれてございます。次ページを開いて18ページでございますが、歳入の合計の欄をご覧いただきたいと思います。予算現額の欄ですが、2,112億8,247万4,000円でございます。調定額、収入済額ともに2,151億7,550万7,481円で、不納欠損、収入未済はございません。予算現額との比較で38億9,303万3,481円の増となったものでございます。

20ページをお開きください。歳出でございます。歳出の合計の欄でございます。予算現額2,112億8,247万4,000円、支出済額は2,060億8,553万8,251円で、不用額につきましては51億9,693万5,749円となるものでございます。そういったしまして、歳入歳出差引の残額は、下段の欄外にございます90億8,996万9,230円となり、翌年度に繰り越すものでございます。

22ページをお開き願いたいと思います。事項別明細書になってございます。詳細についてご説明申し上げます。まず、第1款の市町村支出金でございまして、備考欄記載内容と併せてご覧いただければと思います。市町村からの被保険者の保険料の収入、また保険料軽減部分を公費で負担する保険基盤安定負担金、これは市町村が4分の1、県が4分の3で、広域連合に納付する負担金でございまして。あとは療養給付費の定率負担金、これが12分の1でございます。そういったしまして、保健事業は健康診断の保険負担金でございまして。合わせまして338億832万3,937円でございます。第2款の国庫支出金でございまして。国から医療給付費の定率負担金、これは12分の3相当分になってございます。高額療養費にかかる負担金、レセプトが1件80万円を超える医療費の部分の4分の1相当部分でございまして。あとは調整交付金として各県ごとの所得格差を是正するための普通調整交付金、

特別な事情により算定している特別調整交付金、更に医療費適正化事業補助金など合わせまして721億6,491万8,045円でございます。次に第3款県の支出金でございます。県からの療養給付費の定率負担金、これは12分の1相当分でございます。高額療養費にかかる負担金、これも4分の1相当分でございます。合わせまして169億6,622万9,099円でございます。次に、次ページの第4款でございます。社会保険診療報酬支払基金より現役世代からの後期高齢者支援金として交付される、支払基金交付金855億2,532万7,000円でございます。第5款は1件400万円を超える高額なレセプトが発生した場合に、広域連合の財政運営を安定させるために交付される特別高額医療費共同事業交付金3,505万6,754円でございます。第6款繰入金の22億3,070万1,469円は、一般会計からの事務費繰入金、保険料不均一賦課繰入金、更に特別対策にかかる基金繰入金でございます。次ページの第9款諸収入でございますが、利子収入、交通事故等の損害賠償請求権を取得したものに対する第三者納付金1億4,391万5,903円でございます。

次に歳出ですが、次の28ページをお開きください。第1款の総務費でございますが、これは制度運営のための経費でございますが、6億7,532万4,501円、特に大きなものは備考欄に記載のとおり電算の処理委託費でありまして、システムの立ち上げから一緒に取り組んできた福島県国民健康保険団体連合会と委託契約を締結し進めてございます。次に第2款、次ページでございます。保険料の給付費でございます。これは、被保険者が医療機関で診療等を受けた場合に給付する療養の給付等に関する費用で2,034億1,544万3,950円ということで、歳出全体の98.70%になるものでございまして、給付費の内訳等の詳細は備考欄に記載のとおりでございます。次に32ページでございます。第3款は財政安定化のために国、県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、県に基金を設置する県財政安定化基金拠出金の広域連合分1億9,838万1,000円でありまして、平成20年度から6か年継続して積み立てるというものでございます。第4款は1件が400万円を超える高額レセプトに対する共同事務でございます、特別高額医療費共同事業拠出金3,317万7,677円でございます。次に34ページですが、第5款の保健事業費は、被保険者の健康増進保持を図るために市町村に委託し実施した健康診査事業で、2億1,808万4,540円となったものでございます。そういったしまして、先ほどもご説明しましたが、20ページの方の下段にございます記載のとおりでございます90億8,996万9,230円が差引残額になりまして今年度に繰り越すというものでございます。

次に38ページをお開きください。これは実質収支に関する調書ということで、記載のとおりでございます。

次に39ページ、財産に関する調書でございますが、4番の基金、(1)後期高齢者医療制度臨時特例交付金でございまして、決算年度末現在高は22億9,015万2,000円となるものでございます。

次に45ページをお開きください。成果報告の部分です。保険料の収入率でございますが、中段より下の参考という部分にありますように、各市町村において収納対策に取り組んでいただきまして保険料算定時の目標であります98%を超えまして、また20年度を0.2%上回る99.1%を達成することができました。今後も市町村との連携を一層強化し、収納対策に努めてまいりたいと考えてございます。

次に53ページをお開きください。(5)の医療費適正化事業でございます。成果の主な実施内容でございますが、②の方をご覧いただきたいと思っております。重複頻回受診訪問指導につきましては、昨年度に引き続き実施しました。伊達地区を対象地区として保健師3名を雇用し進めました。そういった中でも生活状況の把握はできましたが、その評価、検証又は他市町村への拡充のための保健師確保の問題も多く、今後市町村と協議を進めてまいりたいと考えてございます。

あとは④のレセプトの2次点検につきましては、3,400万円余で委託しているわけでございますが、認められた金額というところで1億4,600万円と、当初見込み以上の成果を上げることができたということでございます。

⑤にあります、初めての試みとしてジェネリック医薬品希望カードを作成配布しまして、給付費の適正化に努めたところでございます。効果等については、22年度において検証したいと思っております。

次に58ページをお開き願いたいと思っております。下段の方でございますが、第5款の保健事業費でございます。健康診査は重要であるとの認識から、努力義務ではありますが、市町村と委託契約を締結し実施してきたものでございます。除外規定等もあり、単純に比較はできませんが、59ページの成果に記載、中段より下になりますが、成果に記載の受診率は15.33%でございます。前年度の15.19%に比しまして0.14ポイントほど伸びておりますが、市町村によりばらつきもございまして、今後実態の把握と受診率向上に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上が認定第2号、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明でございます。なお、本決算につきましては、監査委員による決算審査が行われ、別冊のとおり審査意見書が提出されておりますので、地方自治法第233条第3項の規定によりまして併せてご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） 次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。

監査委員、新保勝也君。

監査委員（新保勝也君） 監査委員を務めております新保でございます。私から平成21年度の決算及び基金運用状況審査の結果につきましてご報告を申し上げます。

なお、審査の意見につきましては、山口監査委員も私と同意見でございますので、念のために申し添えておきます。

お手元の審査意見書をご参照いただきたいと思います。

去る平成22年6月25日、金曜日でございましたが、山口委員とともに平成2

1年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに特例基金の運用状況について、審査を実施いたしました。その結果でございますが、審査に付されました一般会計及び特別会計の決算書、決算事項別明細書、財産に関する調書等は、法令に準拠して作成されているものと認めました。また、決算の計数に関しましても、関係帳票及び証拠書類と照合いたしましたところ、正確であると認められました。また、特例基金の運用に関しましても正確であるというふうに認めました。

それから、次に決算の概要であります。これは先程来詳しくご説明があったとおりでございまして、審査意見書の1ページ下の部分から4ページの中ほどまでに集約されているとおりでございます。結果といたしまして、財政的に総じて健全に運営されたものというふうに判断をいたします。

以上を踏まえまして若干審査の意見を申し上げたいと思います。

皆様ご承知のとおりですが、また、先ほど連合長からのごあいさつにもございましたとおり、本制度もスタートから2年を経過したということでございます。この間、各市町村、それから広域連合の事務方をはじめとします関係各位のご努力によりまして、相当程度定着が図られたというふうに私も考えております。ただ現行の制度は、これも先ほどお話しございましたが、平成24年度に廃止されるということになっておりまして、新たな医療制度を創設するというふうな運びになっております。現時点では新しい制度につきましては、誠に不透明な点が少々ございますし、今後の展開は予断を許さないというふうな感じだろうと思います。したがって、今後なお一層財政の健全化、それから事務の効率化、これを徹底していただくようお願いしたいというふうに考えております。私からの報告は以上でございます。

議長（田澤豊彦君） ただいまの監査委員新保勝也君の意見を踏まえ、認定第1号及び認定第2号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって認定第1号及び認定第2号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって討論を終結し採決します。

採決は、案件ごとに行います。

認定第1号は、これを原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、原案どおり認定されました。

次に、認定第2号は、これを原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、原案どおり認定されました。

(12) 議案第10号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第12、議案第10号「平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局長（山内芳夫君） それでは、議案書の8ページをお開き願いたいと思います。

議案第10号「平成22年度福島県後期高齢者広域連合一般会計補正予算(第1号)」についてご説明を申し上げます。

別冊でございます、平成22年度補正予算説明資料をご覧くださいければと思います。補正予算の説明資料の1ページをお開き願いたいと思います。補正の額でございますが、歳入の方の繰越金、歳出の方の予備費にそれぞれ3,887万2,000円を追加するものでございます。2ページをお開きください。補正後の額ということでございまして、歳入の繰越金ですが、当初予算で3,575万円を計上しておりましたが、先ほど21年度の決算でご説明いたしました、22年度への繰越金7,462万200円が確定したことから、差額の3,887万2,000円を補正増するものでございます。また、同額を予備費の当初予算2,160万6,000円に増額しまして、6,047万8,000円にするものでございます。そういたしまして歳入歳出の方で、どちらも8億9,536万8,000円とするものでございます。

以上が議案第10号、平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） それでは、議案第10号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって議案第10号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第10号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案どおり可決されました。

(13) 議案第11号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第13、議案第11号「平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局長（山内芳夫君） それでは議案書の18ページをお開きください。議案第11号「平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者特別会計補正予算（第1号）」についてご説明を申し上げます。

別冊の先ほどの資料でございますが、予算説明資料の3ページをお開き願いたいと

思います。

まず歳入の補正額ということでございまして、款の欄ですが国庫支出金、国庫補助金、調整交付金でございますが、今年度の特別対策事業にかかる特別調整交付金5,999万9,000円と、そのわきの後期高齢者補助金、医療費適正化事業補助金386万6,000円を追加するものでございます。また、平成21年度の決算の確定によりまして先ほど90億円の繰越金が出たということになりましたが、21年度の療養給付費の確定に伴います精算負担金が47億2,745万8,000円と、その他の繰越金13億1,618万円を追加し、歳入補正額を右下の計の欄でございまして、61億750万3,000円とするものでございます。4ページをお開きください。補正後の額でございますが、右下の計の欄のとおり2,266億8,407万1,000円となるものでございます。

次に5ページをお開きください。歳出でございますが、総務費の中の医療費適正化事業に386万7,000円、そのわきのわきの後期高齢者医療特別対策事業に6,000万円を計上するものでございます。併せて決算が確定したことから、下段、諸支出金の給付費にかかる国庫等への返納償還金等47億2,745万8,000円、予備費に13億1,617万8,000円を計上し、歳出補正額を歳入補正同額の61億750万3,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。補正後の額でございますが、右下合計欄のとおり歳入同額の2,266億8,407万1,000円となるものでございます。

7ページをお開きください。参考資料になってございますが、補正の歳入歳出を項目ごとに記載したものでございます。特別対策事業、長寿・健康増進事業に昨年同様規模額を、新規事業として、保険料収納対策事業を計上してございます。また、繰越金のうち償還金の内訳を記載してありますので、ご参照願いたいと思います。なお、1,000万円未満につきましては、端数処理等の関係で個別ごとには合いませんが、合計では歳入歳出補正額は同額でございますので、ご了承願いたいと思います。

以上が議案第11号、平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（田澤豊彦君） それでは、議案第11号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって議案第11号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第11号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案どおり可決されました。

(14) 閉会及び閉議の宣告

議長（田澤豊彦君） これで本日の日程は全部終了しました。

議長よりお願いがあります。16名の議員のうちで5名が欠席という、憂慮すべき事態にあります。ですから次回の定例会は、今出席している方は万障繰り合わせの上出席をお願いします。また、欠席の方に関しましては、私の意見を事務局より説明させていただきますので、よろしくお願いします。

以上で会議を閉じ、平成22年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。ご苦勞様でした。

(午後3時41分)